別紙２

改訂後様式

お問い合わせ番号	

税務署長

様

海軍販売所等購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書

付でされた海軍販売所等購入物品譲渡（譲受け）承認申請については、下記の理由によりこれを却下しましたから通知します。

記

（却下の理由）

お問い合わせ番　　号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

輸出物品販売場許可申請の却下通知書

付でされた　　輸出物品販売場許可申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

記

（理由）

お問い合わせ番　　号	

税務署長

様

承認免税手続事業者の承認申請の却下通知書

付でされた承認免税手続事業者の承認申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

記

（理由）

お問い合わせ番号	

税務署長

様

承認送受信事業者の承認申請の却下通知書

付でされた承認送受信事業者の承認申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

記

（理由）

お問い合わせ番号	

税務署長

様

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の却下通知書

付でされた臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

記

（理由）

お問い合わせ番　　号	

税務署長

様

輸出物品販売場許可の取消通知書

付で行った輸出物品販売場の許可については、下記の理由により取消しましたので、通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

お問い合わせ番　　号	

税務署長

様

承認免税手続事業者の承認の取消通知書

付で行った承認免税手続事業者の承認については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

承認送受信事業者の承認の取消通知書

付で行った承認送受信事業者の承認については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

お問い合わせ番号	

税務署長

様

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消通知書

付で行った臨時販売場を設置しようとする事業者の承認については下記の理由により取り消しましたので、通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

納税地	
法人名等	
氏名・代表者氏名	様

年　　月　　日

税務署長

輸出物品販売場許可申請の許可通知書

　　年　　月　　日付でされた輸出物品販売場の許可申請については、　　年　　月　　日付で許可しましたので、通知します。

輸出物品販売場の所在地	
輸出物品販売場の名称	
指定自動販売機の指定番号	
自動販売機管理番号	

お問い合わせ番　　号	

税務署長

様

承認免税手続事業者の承認申請の承認通知書

付でされた承認免税手続事業者の承認申請については、

付で承認免税手続事業として承認しましたので、通知します。

記

設置しようとする免税手続カウンターの所在地	

お問い合わせ番号	

税務署長

様

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書

付でされた臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請については、付で承認しましたので、通知します。

納税地	
法人名等	
氏名・代表者氏名	様

年　月　日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略しています

輸出物品販売場識別符号通知書

年　月　日付でされた輸出物品販売場の許可申請について、許可しましたので、輸出物品販売場の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号						
輸出物品販売場の所在地						
輸出物品販売場の名称						
指定自動販売機の指定番号						
自動販売機管理番号						
輸出物品販売場の許可を受けた年月日						

お知らせする識別符号は、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。
この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

納税地	
法人名等	
氏名・代表者氏名	様

年　　月　　日

税務署長

承認送受信事業者承認申請の承認通知書 兼　識別符号通知書

　　年　月　日付でされた承認送受信事業者承認申請については、　　年　月　日付で、承認送受信事業者として承認します。

　また、この承認に係る承認送受信事業者の識別符号を次のとおり通知します。

識　別　符　号						

　お知らせする識別符号は、承認送受信事業者が、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。

　この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

納税地	
法人名等	
氏名・代表者氏名	様

年　　月　　日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略しています

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書

年　月　日付でされた臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請について、承認しましたので、臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号						
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日						

お知らせする識別符号は、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。
この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

令和８年11月
国　税　庁

免税販売管理システムへの購入記録情報の送信に向けた準備等について（お知らせ）

１　識別符号について

⑴　識別符号通知書の管理

識別符号通知書に記載された識別符号は、国税庁に購入記録情報を送信する際に、必須の記録項目となりますので、亡失等が無いように自己の責任において適切に管理する必要があります。

なお、原則として識別符号の変更は行いません。

⑵　識別符号の設定

国税庁に購入記録情報を送信する際の識別符号は、①又は②の場合に応じて、記録項目ごとに、次の識別符号をそれぞれ設定することとなります。

記 録 項 目 名	設定する識別符号	
	①　事業者自ら送信する場合	②　承認送受信事業者が代理送信する場合
送信者識別符号	事業者自ら通知を受けた識別符号 （複数の輸出物品販売場で識別符号の通知を受けている場合はいずれの識別符号を設定しても差し支えありません。）	承認送受信事業者が通知を受けた承認送受信事業者の識別符号
販売場識別符号	免税販売した輸出物品販売場（臨時販売場の場合は臨時販売場を設置しようとする事業者）が通知を受けた識別符号	免税販売した輸出物品販売場（臨時販売場の場合は臨時販売場を設置しようとする事業者）が通知を受けた識別符号

２　クライアント証明書の取得について

⑴　クライアント証明書とは

クライアント証明書とは、事業者が免税販売管理システムに購入記録情報を送信する場合の認証方法として使用する電子証明書をいいます。

免税販売管理システムでは、事業者から送信された購入記録情報を受信する際、アクセスしている送信機器に、国税庁認証局が発行した免税販売管理システム専用のクライアント証明書がインストールされているか否かの認証を行います。

したがって、免税販売管理システムと直接通信を行う送信機器には、事前にクライアント証明書をインストールする必要があります。

⑵　発行を行う場合

以下の場合に、国税庁認証局がクライアント証明書の発行を行います。

イ　輸出物品販売場許可申請書の「電子証明書の発行の要否」欄で「１：必要」を選択した場合

ロ　承認送受信事業者承認申請書を提出し、税務署長から承認された場合

⑶　取得手続

国税庁認証局においてクライアント証明書の発行手続きが完了したら、事業者は「国税庁認証局」サイトにおいて、クライアント証明書の取得手続きを行う必要があります。

「国税庁認証局」サイトへは、国税庁ホームページの「国税庁認証局(クライアント証明書発行手続等)について」ページ内「３　クライアント証明書の取得とインストール」から遷移してください。

※　「３　クライアント証明書の取得とインストール」本文に記載された「国税庁認証局」の下線部をクリックすると、「国税庁認証局」サイトに遷移します。

国税庁ホームページ＞刊行物等＞パンフレット・手引＞消費税関係＞輸出物品販売場関係＞輸出物品販売場における輸出免税について＞国税庁認証局(クライアント証明書発行手続等)について

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/certificate.htm

⑷　留意事項

イ　クライアント証明書の取得（ダウンロード）が「輸出物品販売場識別符号通知書」、「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書」及び「承認送受信事業者承認申請の承認通知書兼識別符号通知書」の送付から**１週間経過しても出来ない場合には、認証局ヘルプデスクへ問い合わせください**。

認証局ヘルプデスク【電話番号】０３－５７５０－７８８８

【受付時間】月曜日～金曜日　午前 10 時から午後５時（休祝日及び 12 月 29 日から１月３日を除く）

ロ　国税庁や国税庁認証局から証明書取得のための準備が完了した旨の通知は行いませんのでご留意ください。

ハ　クライアント証明書のダウンロード回数は、**１回限り**としています。クライアント証明書は**複製が可能**ですので、ダウンロード後は誤消去等がないよう確実にバックアップを行うなど適切な管理が必要となります。

ニ　クライアント証明書は、識別符号ごとに１通発行します。複数の機器にインストールする場合は、ダウンロード後に複製して各機器にインストールすることができます。

３　免税販売管理システムへの送信テストについて

購入記録情報を送信するためにご用意いただいたシステム等が、正常に動作するか等について自由に検証いただけるよう、免税販売管理システムではテスト環境を設けています。詳しくは、国税庁ホームページ内「購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について」をご覧ください。

※　免税販売管理システムの本番環境には、実際に取引のあった購入記録情報のみを送信してください。

国税庁ホームページ＞刊行物等＞パンフレット・手引＞消費税関係＞輸出物品販売場関係＞輸出物品販売場における輸出免税について＞免税販売管理システムの利用について＞４　購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm

※　輸出物品販売場制度について、さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「輸出物品販売場における輸出免税について」をご覧ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm

お問い合わせ番号	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

海軍販売所等購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の承認通知書

付でされた海軍販売所等購入物品譲渡（譲受け）承認申請については、これを承認しましたから通知します。

記